

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第二十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第三条の五まで（現行のとおり）</p> <p>（一の建物等とみなす近隣の建物等）</p> <p>第三条の六 条例第五条の七第六号に規定する規則で定める場合は、次のいずれかの場合とする。</p> <p>一 建物等の所有者が、当該建物等に隣接する建物等を所有する場合（建物と建物とが隣接する場合にあつては一の建物の大部分の床面積を事務所、営業所等として使用するテナント等事業者が他の建物において同一であるときに限り、建物と施設とが隣接する場合にあつては知事が別に定めるときを除く。）</p> <p>二 建物等（前号の場合において一の建物等とみなされた建物等を含み、当該建物等の前年度（指定地球温暖化対策事業所にあつては、条例第五条の八第一項の指定を受けた年度の前年度に限る。）の温室効果ガスの排出の状況が第四条第一項の要件に該当するものに限る。）の所有者が、道路又は水路を挟んで近接する建物等を所有する場合（建物と建物とが近接する場合にあつては一の建物の大部分の床面積を事務所、営業所等として使用するテナント等事業者が他の建物において同一であるときに限り、建物と施設とが近接する場合にあつては知事が別に定めるときを除く。）</p> <p>第三条の七から第八十三条まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第三条の五まで（略）</p> <p>（一の建物等とみなす近隣の建物等）</p> <p>第三条の六 条例第五条の七第六号に規定する規則で定める場合は、次のいずれかの場合とする。</p> <p>一 建物等の所有者が、当該建物等に隣接する建物等を所有する場合（建物にあつては、当該建物のうち大部分の床面積を事務所、営業所等として使用するテナント等事業者が当該建物に隣接する建物において同一である場合に限る。）</p> <p>二 建物等（前号の場合において一の建物等とみなされた建物等を含み、当該建物等の前年度（指定地球温暖化対策事業所にあつては、条例第五条の八第一項の指定を受けた年度の前年度に限る。）の温室効果ガスの排出の状況が第四条第一項の要件に該当するものに限る。）の所有者が、道路又は水路を挟んで近接する建物等を所有する場合（建物にあつては、当該建物のうち大部分の床面積を事務所、営業所等として使用するテナント等事業者が当該建物に近接する建物において同一である場合に限る。）</p> <p>第三条の七から第八十三条まで（略）</p>

別表第一から別表第二十まで (現行のとおり)

別記第一号様式から第三十九号様式まで (現行のとおり)

別表第一から別表第二十まで (略)

別記第一号様式から第三十九号様式まで (略)